

令和2年度税制改正要望書

一般社団法人徳島県法人会連合会

2019・6・13

1. 総論

平成31年度の税制改正は、2019年（令和元年）10月の消費税率引上げに伴う対応が図られるとともに中小企業関係では、①法人税率の特例の2年間延長、②投資促進税制等の2年間延長、③災害に対する事前対策のための設備投資の特別償却制度の創設等が行われた。

国の平成31年度予算は、消費税増税の影響緩和のための経済対策等「臨時・特別の措置」で2兆280億円が計上されたことにより一般会計の規模は、101兆4,571億円となり、平成30年度当初予算額97兆7,128億円と比べ3兆7,443億円増となり、7年連続で過去最大を更新した。

税収は、前年度と比べ3兆4,160億円増の62兆4,950億円となり、当初予算の税収が60兆円を超えるのは平成5年度以来26年ぶりとなる。新規国債発行額は、前年度に比べ1兆317億円減の32兆6,605億円となり、公債依存度は、前年度と比べ2.3%減の32.2%となった。この結果、基礎的財政収支は▲91,523億円の赤字となり前年度に比べ▲12,379億円改善している。

我が国の財政状況は、債務残高の対GDP比率では、主要先進国中最悪の水準（198%）となっており極めて深刻な状況にある。

政府は、2015年策定の「経済・財政再生計画」において「国と地方を合わせた基礎的財政収支を2020年度までに黒字化し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引き下げを目指す」こととした。

しかしながら政府は、2019年（令和元年）10月に予定されている消費税率引上げ分のうち、国債の償還に充てる分を子育て支援に廻すとしたため、財政健全化が遠のくこととなり、2018年6月に「新経済・財政再生計画」を策定し、新たに2025年度までの基礎的財政収支黒字化を目標とした。

平成31年1月に内閣府から提出された「中長期の経済財政に関する試算」では、「成長実現ケース」においても、2025年度の国・地方の基礎的財政収支は、▲1.1兆円（対GDP比▲0.2%）の赤字となり、基礎的財政収支が黒字化するのは

2026年度となる見通しとなっている。

財政再建が喫緊の課題となる中で、平成31年度予算においては、臨時・特別の措置などにより歳出が膨らみ、消費税率引き上げにもかかわらず国債残高は増加している。

財政健全化を着実に進めるためには、高成長を前提とせず、基礎的財政収支対象経費の抑制を図ることが不可欠であり、社会保障制度改革を始め歳出構造の抜本的改革が必要である。

我が国経済は、景気回復局面が7年目に入り、企業業績は堅調に推移しているものの実質賃金や消費は伸び悩み、回復の実感が乏しく、地方の中小・零細企業は依然として厳しい状況にある。中小企業は地域経済の担い手であり、地方の中小企業の活性化に資する税制が是非とも必要である。以下要望事項を明記したので、実現を期していただきたい。

2. 税・財政改革等基本的な課題に対する意見、要望

(1) 社会保障と財政健全化について

平成31年度予算における社会保障関係費は34兆593億円で、一般歳出に占める社会保障関係費の割合は、近年際立って高くなっている。しかも団塊世代が後期高齢者になる2025年に向けて社会保障費の膨張は避けられないことから、財政健全化を図るためには、増加し続ける社会保障関係費をいかに抑制するかである。特に増加が著しい年金、医療、介護について「重点化・効率化」によって可能な限り抑制するとともに適正な負担を求めるなど給付と負担の抜本的な見直しを早急に行うこと。

(2) 徹底した行財政改革について

消費税増税で国民に負担を求めており、為政者自身も身を切る改革をする必要がある。民間企業は血のにじむような企業努力をしており、政府においても、公務員の人員削減や人件費削減・国会議員や地方議員の大胆な定数削減及び報酬削減、特別会計と独立行政法人の無駄の削減等行財政改革を断行し、無駄な歳出は徹底的に排除すること。

(3) 社会保険料負担について

社会保険方式を中心としている我が国の社会保障制度において、企業は事業主負担という形で社会保険料を拠出しており、その総額は、2018年度予算で32.9兆円（2017年度32.0兆円）と社会保障給付費の28.18%を占めている。中小企業の7割が欠損法人という厳しい経営環境の中、毎年一方的に引き上げられる社会保険料負担は極めて重いものがある。特に、健康保険料の中で、組合員の医療費と直接関係のない高齢者医療への支援金が増加しているため、耐えかねて健康保険組合の自主解散が相次いでいると報道されている。これは高齢者への所得の再配分であり、本来は税で賄うべきものである。

これ以上の負担増は、企業の活力が失われ経済全体にとってマイナスとなるので、早急に見直しを図ること。

(4) 消費税について

1) インボイス制度について

今年10月の消費税率引き上げに伴い、令和5年10月からインボイス制度が実施予定となっているが、請求書書式の変更は中小事業者に多大な事務負担を強いることとなり、慎重な検討を求める。

2) 価格転嫁対策

価格転嫁対策特別措置法により対策を講じているが、いまだ十分とは言えない状況にある。立場の弱い中小企業が適正に価格転嫁できるよう、より実効性の高い転嫁対策を行うこと。

3) 益税の解消について

消費税制度における「簡易課税制度」や「事業者免税点制度」については、徴税コスト最小化の観点から設けられているが、問題が多く是正すること。

① 簡易課税制度

簡易課税制度は、売上高5,000万円以下の事業者に応用され、120万社を超える事業者が対象となっているが、多くの適用事業者は、本則で

消費税納税額を計算するとともに、「みなし仕入れ率」で計算した場合と比較して、有利な方で納税している状況にあり、これにより 1,500 億円程度の益税が生じていると推計されている。これを防止するため、平成 16 年から据え置かれている簡易課税制度の適用上限額（5000 万円）を大幅に引き下げるべきである。

② 事業者免税点制度

事業者免税点制度は、年間売上高が 1,000 万円以下の事業者について適用されているが、免税事業者は個人を中心に 500 万事業所を超えるとわれ、この制度による益税額は 4,000 億円程度と推計される。

そのため免税事業者の適用範囲を縮小することが必要である。

消費税率が 10%になれば、この益税額はますます大きくなるので、早急に対応すること。

(5) マイナンバー制度

平成 28 年 1 月からマイナンバーの運用が開始されたが、カード交付率は 12.2 %（平成 30 年 12 月 1 日現在）と低調であり、国民に受け入れられたとは言いがたい。国においては、国民の利便性を高める観点からの利用法を積極的に構築すべきである。また、情報の漏洩等により、国民に多大な不安を与えていることから、国民に信頼される制度とすること。

3. 税目別課題に対する個別要望

(1) 法人税制

1) 法人税の税率の引き下げ

我が国の法人実効税率は 20%台が実現したが、OECD加盟国の平均は 25%、アジア主要 10 か国の平均 22%に比較してまだ高い水準にある。わが国企業の国際競争力強化や国内産業の空洞化防止、外国資本の国内への投資促進の観点から、法人税率の更なる引き下げを行い、早期に欧州・アジア主要国並みの実効税率とするよう求める。

2) 代替財源として課税ベースを拡大するに当たっては、中小企業に影響を及ぼさないこと。

3) 中小法人に対する軽減税率の見直し

中小法人に対する法人税の軽減税率の特例（15%）は、2021年（令和3年）3月31日まで延長されたところであるが、これを時限措置ではなく本則化するよう求める。また、昭和56年以来800万円に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を1,600万円まで引き上げるよう求める。

4) 中小企業の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について

少額減価償却資産の取得価額を30万円とし、損金算入額の上限（年間取得合計額300万円）を撤廃するよう求める。

5) 中小法人の交際費課税の特例について

中小法人の交際費については、飲食費の50%または定額控除限度額800万円まで損金算入可能（選択適用が可能）となっているが、適用期間が2020年（令和2年）3月31日までとなっているため、これを延長することを求める。

6) 南海トラフ巨大地震による被害から復興・再生を図るための実効性のある措置について

南海トラフの巨大地震が近い将来、日本列島を襲うことが予測され、被災地域の企業は甚大な被害を受け、サプライチェーンが分断され、国内経済に多大な影響を与えることが懸念される。平成31年度税制改正で、中小企業の災害に対する事前対策のための設備投資に係る税制措置（特別償却20%）が創設されたところであるが、さらに、次のとおり制度の拡充を求める。

① 必要な資金を準備金として積み立てた場合、その積立額を損金算入可能とすること。

② 準備金を取り崩して再開投資を行う場合、特別償却を可能とすること。

(2) 事業承継税制

1) 事業承継税制については、中小企業の円滑な世代交代を促進するため、10年間の特例措置として抜本的に拡充されているが、本格的な事業承継税制の創設を求めるものである。

- ・ 本格的な事業承継税制の創設

欧米諸国においては、「事業承継を優先させる」ことを主眼とし、事業用資産を一般資産と区分し、事業用資産の課税を控除あるいは軽減する税制となっている。わが国においても欧米諸国並みの本格的な事業承継税制の創設を求める。

2) 事業承継税制の贈与税における贈与者の要件について

現行の税優遇制度を受けるには、先代経営者が代表権を喪失することが要件となっているが、信用力の観点で、金融機関等から先代経営者の代表権維持を要望されることがあり、企業が事業承継をためらう要因ともなっている。そのため、事業承継税制の認定要件である、先代経営者の代表権喪失要件について、年次報告が必要な5年間は、代表権を維持することができるようにすること。

(3) 相続税・贈与税

1) 資産の世代間移転とその有効活用による経済の活性化の観点から、贈与税の基礎控除額の引き上げ及び相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)の引き上げを求める

2) 贈与税における居住用不動産の配偶者控除額2,000万円について、昭和63年以来据え置かれているので、3,000万円に引き上げるよう求める。

3) 死亡保険金・死亡退職金の非課税限度額について、法定相続人一人当たり500万円とされているが、昭和63年以来据え置かれているので、1,000万円まで引き上げるよう求める。

(4) 個人所得税制

1) 所得税と住民税

我が国の個人所得課税は、各種控除の拡充などにより課税ベースが狭く、減税によって税率が引き下げられた結果、「課税ベースが狭く税率も低い」という世界に類を見ない特異な型となっている。このため税負担はきわめて低く、現在、就業者のうち非納税者は1千数百万人と約3割を占めている。所得税及び住民税は、国と地方の基幹税であり、財源調達機能を回復するためにも「課税ベースを広げる」ことにより国民が広く公平に負担するという原則に立ち返るべきである。

また、個人住民税は、行政サービスの対価としての応益性の原則から均等割りを引き上げるとともに、所得割の控除額計算方法については所得税と統一することを求める。

2) 各種控除制度の見直し

各種控除については、社会構造の著しい変化に伴い、世帯の類型や就労形態が大幅に変化・多様化しているため、合理的なものに見直すべきである。

3) 少子化対策

少子化対策は、保育所の充実など財政・行政面で総合的な施策を講じるとともに、税制面においては児童に対する税額控除など給付付き税額控除制度の創設を求める。

(5) 地方の税制

1) 固定資産税

地価は全国ベースで上昇傾向にあるものの、徳島県では減少傾向が続いており、固定資産税の負担増が懸念される。このため、評価方法及び課税方式の抜本的見直しを求める。

① 土地の評価は収益還元価格で評価すること

- ② 居住用家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に見直す
- ③ 償却資産については、非課税の範囲を少額減価償却資産（30 万円）と同額とする。

（6）その他

1）電子申告

法人税の電子申告（e-Tax）について、利用者の一層の利便性向上のため、地方税の電子申告（e L Tax）との統一的な運用を図るべきである。

2）印紙税の廃止について

電子取引の拡大などペーパーレス化が急速に進行していく中で、文書作成の有無による課税は公平性を欠くので廃止することを求める。

以上